

## 令和3年度第3回浦安市介護保険運営協議会議事録

1. 開催日時 令和3年11月29日（月） 午後1時15分～午後3時

2. 開催場所 浦安市役所4階 災害対策本部室

### 3. 出席者

（委員）伊藤委員（会長）、上田委員（副会長）、佐藤委員、岡崎委員、高橋委員、蔵留委員、笠井委員、相原委員、牟田委員、伏見委員、坂井委員、高橋委員、グスタフ ストランデル委員

（事務局）河林福祉部長、町山福祉部次長、築地介護保険課長、春田高齢者福祉課長、並木高齢者包括支援課長、森健康増進課長、森林中央地域包括支援センター副主幹、八木浦安駅前地域包括支援センター所長、富永新浦安駅前地域包括支援センター所長、浅地高洲地域包括支援センター所長、青野富岡地域包括支援センター所長、河野課長補佐、斉藤課長補佐、江副係長、山田係長、岡崎係長、渡部主任主事、平野主任主事

### 4. 進行

1. 会長あいさつ

2. 議題

（1）介護保険事業計画の進捗状況等について

（2）浦安市富岡地域包括支援センター運營業務委託者の選定について

（3）令和3年度第1号介護予防支援事業及び指定介護予防支援事業委託について

（4）その他

3. 閉会

### 5. 会議経過

議題（1）介護保険事業計画の進捗状況等について

事務局より資料に沿って説明

委員：令和4年度の公募状況について応募がなかったとのことだが、特定施設の見込み人数については、介護事業者協議会で関連する情報を把握しているので、見込み人数算定にあたって協力できると考えます。

事務局：特定施設については現在、計画値に沿って進捗している状況です。一方でグループ

ホームや小規模多機能型居宅介護施設の応募がない状況となっています。

## 議題（２）浦安市富岡地域包括支援センター運營業務委託者の選定について

事務局より資料に沿って説明

委員：業務委託と指定管理者制度の違いは何か？

事務局：指定管理者制度は、事業者の創意工夫により効率的な施設運営を行うものです。しかし地域包括支援センターの業務は、国で定められた業務を中立公正に行うことが重要で、市の運営方針やマニュアル等により着実に業務を進める必要があるため、業務委託が適していると考え平成31年度から業務委託へ変更しています。

委員：令和3年度から試行的に行っている地域包括支援センターサテライトの現状は？

事務局：7月から市内各圏域でサテライト事業を実施しています。アンケートや事業評価を行い、令和4年度の本格実施へ向け準備していますので、今後ご協力をお願いします。

## 議題（３）住民主体による生活支援サービス（訪問型サービスB）について

事務局より資料に沿って説明

委員：老人クラブでは、週1回定期的に行う買い物代行と、要望がある時に随時行う買い物代行の支援を行っているが、両方とも訪問型サービスBに該当するのか？

事務局：サービスの対象は要支援認定者や事業対象者だが、利用の前提としてケアプランが必要なので、老人クラブの買い物代行支援のすべてが該当するとは限りませんが、まず団体として、事業の登録をしていただければ、要件を満たす部分については当該事業の適用があると考えられます。

委員：ケアプランが必要ということは、介護保険給付から拠出されるサービスなのか？

事務局：介護保険給付とは別の事業であり、各サービス主体の必要経費や活動費について市が独自に助成するというものです。実際にサービスを提供するボランティアには、1回あたり400円の助成をします。

## 議題（４）その他

事務局より認知症条例について資料に沿って説明

委員：学校教育の場でも認知症の理解促進に取り組むと記載があるが、浦安市内の企業などでもそのような取り組みは行うのか？日本認知症本人ワーキンググループの意見などは条例作成の際に参考にしたのか？

事務局：認知症条例第6条に事業者の役割の記載があります。また、同ワーキンググループの意見については条例作成の参考としました。

委員：第11条で発信・伝達の支援及び機会の確保を図るとしているが、具体的な内容は？

事務局：ご本人が直接話せる場の設定については、例えば認知症総合施策検討委員会に設けるなど、検討していきます。また世界アルツハイマー月間など、適切な機会を捉えて情報発信に努めてまいります。

## 6. 問い合わせ先

福祉部 介護保険課 保険料係 担当 山田・田中  
電話 047-712-6403 内線 15505・15506